

第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の状況及び 本市の取組みについて

令和2年3月12日

1 患者発生状況 (R2.3.10.12時時点)

国内の感染者は514例 内訳は、患者458例、無症状病原体保有者56名。国内の死亡者9名。

	PCR検査 実施人数	PCR検査 陽性者	うち無 症状者					うち有症状者						
			うち退院 した者	うち入院 治療を 要する 者	うち入院中 の者		うち退院 した 者	うち入院 治療を 要する者	うち軽～ 中等症の 者	うち人工呼吸 器又は集中治 療室に入院し ている者 ^{*2}	うち 確認中	うち入院待 機中の者		
					うち入 院中 の者	うち入 院待 機中の 者								
国内事例 (チャーター便帰国者 を除く)	8771 (+1314)	498 ^{*1} (+26)	52 (+7)	12 (+1)	40 (+6)	36 (+4)	4 (+2)	446 (+19)	77	360 (+17)	196 (+17)	31 (-2)	120 (-1)	13 (+3)
チャーター便 帰国者事例 (水際対策で確認)	829	15	4	4	0	0	0	11	9	2	2	0	0	0
合計	9600 (+1314)	513 ^{*3} (+26)	56 (+7)	16 (+1)	40 (+6)	36 (+4)	4 (+2)	457 (+19)	86	362 (+17)	198 (+17)	31 (-2)	120 (-1)	13 (+3)

(カッコ内は前日からの変化)

- * 1 うち日本国籍の者445人
- * 2 今までに重症から軽～中等症へ改善したものは5名
- * 3 これに加え、3月4日に空港検疫で1例患者が確認されており、合計すると514例となる。
- * 4 上記表記載中の国内事例のPCR検査実施人数は、疑似症報告制度の枠組みの中で報告が上がった数を計上しており、各自治体で行ったすべての検査結果を反映しているものではない(退院時確認検査等は含まれていない)

2 専門家会議の見解要約

1. 日本の基本戦略

- クラスター(集団)の早期発見・早期対応
- 患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保
- 市民の行動変容

日本では、医療機関の高い医療水準、地方公共団体や保健所の高度な調査力、市民の強い協力意識があり、感染拡大のスピードを抑えられる可能性もある。

2. 国内の感染状況

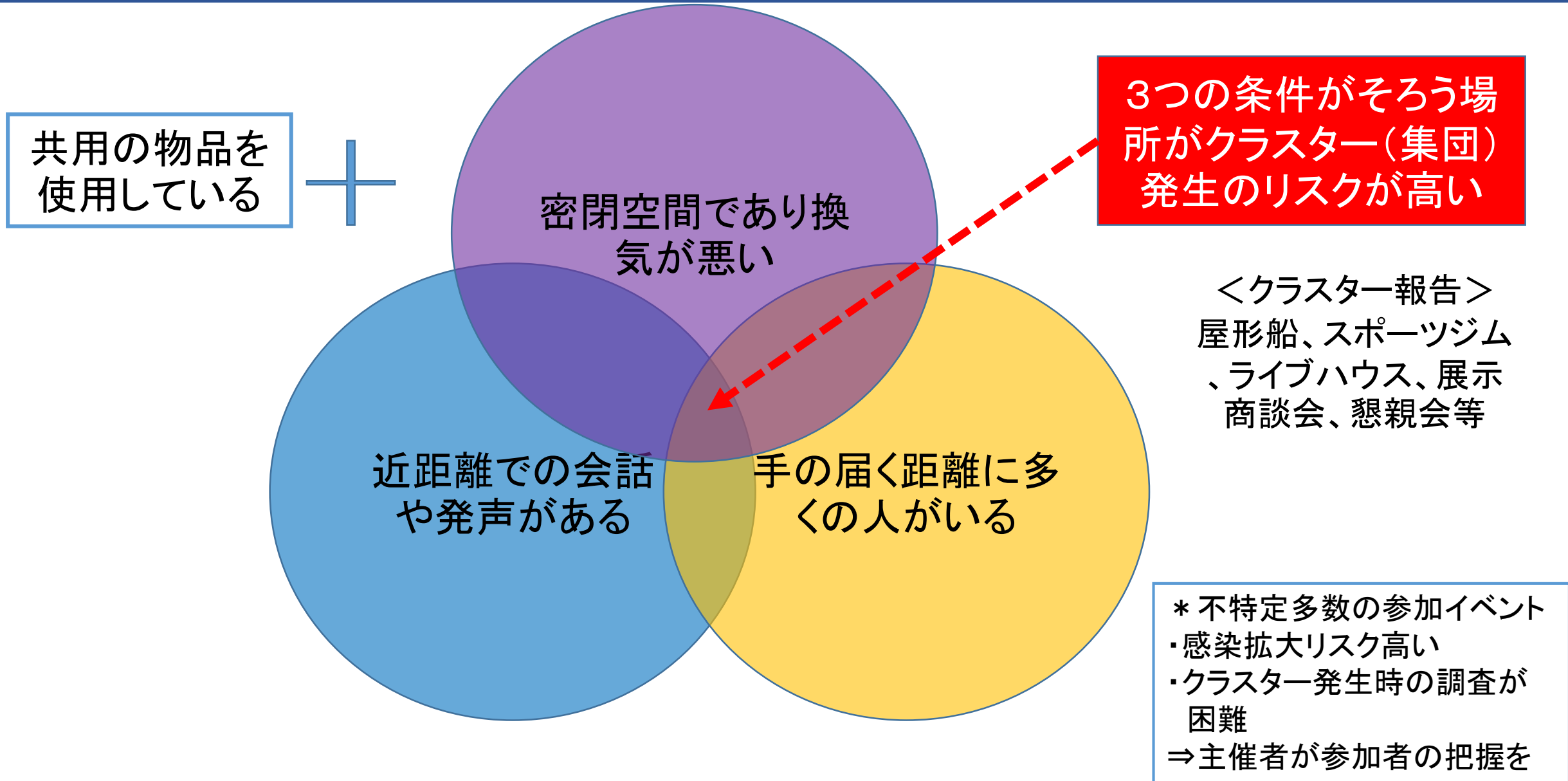
- 感染者数は増加傾向。一人の感染者が複数人に感染させた事例相次いでいる。
- しかし、80%は他の人に感染させていない。実効再生産数は1程度。
- クラスターの発生を比較的早期発見できている事例あり。一定程度持ちこたえている。

2 専門家会議の見解要約

3. 重症化する患者

- 中国2月20日時点報告： 軽症：約80%、 重症：13.8%、 重篤：6.1%
- 広東省2月20日時点報告： 重症者125名中軽快退院26.4%、回復途上46.4%
- 国内3月6日までに、有症状者336例中55例（15%）軽快退院。
- 風邪症状段階で重症化の区別は難しい。重症化傾向の患者を検出し、適切な治療ができています。さらに医療提供体制の強化が必要。

附1 クラスター(集団)発生リスクの高い場面



クラスター（集団）の発生リスクを下げる3つの原則

1. 換気の励行:

可能なら2方向の窓を同時に開ける。

2. 人の密度を下げる:

会場の広さを確保、お互いの距離を1-2メートル程度空けるなど、密度を減らす

3. 近距離での会話や発声、高唱を避ける

やむを得ず会話必要な場合には、マスクを装着する。

加えて、こまめな手指衛生と咳エチケットの徹底、共用品を使わないか使う場合の十分な消毒を強く推奨

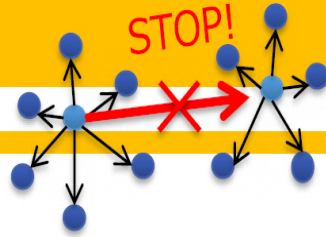
<補足>:

ウイルス: 生体外では増殖できない

環境の消毒: 手が触れるところを中心に

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために

感染拡大を防ぐために



国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

<感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは
感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、**スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テント**などでは、**一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。**

このように、集団感染の共通点は、特に、

「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。



令和2年3月1日版

附2 WHO提唱：地域ごとの対策3つのシナリオ

1. 感染者が他地域からの感染者に限定されている地域
2. クラスター(集団)を形成している地域
3. 地域内に広範に感染者が発生している地域

(補足)

地域：都道府県、さらには医療圏域(青壮年の生活行動)単位を考慮。

- 現時点の福島県は1。新型インフル行動計画では県内発生早期に相当。
感染源把握(リンク)ができている段階 ex:クルーズ船、ライブハウス
- 2は1からクラスター(集団)が発生し拡大した段階。または、感染源不明の感染者が発生(市中発生)し、クラスターへ発展
- 3は多発し、感染源が把握できない段階。行動計画の県内感染期相当。

3 医療提供体制の整備

(1) 医療体制の整備

① 帰国者・接触者外来の増設 1か所 → 3か所(現時点)

② 入院病床の確保

【現在】 第一種感染症指定医療機関2床、第二種感染症指定医療機関6床

【患者数が増えた場合】 協力医療機関に拡大し、15～20床程度の確保可能

③ マスクの配布(輪番制二次救急医療病院に対して)

(2) 検査体制の整備

【現在】 県衛生研究所 1日あたり24人分

【今後】 保健所における検査体制の整備 1日8人分(16検体) ※3月下旬予定

4 感染症予防・対策

基本の感染症対策

感染症予防・対策の基本

感染症対策の基本は「かからない、うつさない」ことです。感染症への感染リスクを下げるためにも、平時の感染症対策として、以下の点にご留意いただきますようお願い致します。

●基本の感染症対策

まずは、手洗いや咳エチケットなど、普段からの感染症対策を心がけましょう。



- 手洗い 手指消毒
 - 咳エチケット
 - 換気
- *咳、くしゃみなどの呼吸器症状がある場合は、**口を覆いましょう!**
- *共有スペースや居室は**定期的に換気を行いましょう!**

●共用部の感染対策

不特定多数の方が利用した区域（居室、トイレ、エレベーター、廊下等）の消毒を実施する場合は、手指が頻繁に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、流水レバー等）を中心に実施しましょう。

消毒薬	使用方法	主な消毒箇所
アルコール 〔消毒用エタノール 70v/v%イソプロパノール〕	原液で使用し、布に含ませて拭き上げ、又は30分間浸漬	
次亜塩素酸ナトリウム 〔ハイター、ミルトン ビューラックス等〕	水で0.05%～0.5%に希釈して、拭き上げた後、水拭き又は30分間浸漬後、流水で洗浄 *計算方法* 原液濃度(%)×薬液量(ml) =希釈液濃度(%)×希釈薬液量(ml)	

<使用上の注意>
 ※1: 消毒薬によっては建材が変質する可能性もある為、事前に確認をすることが望ましいです。
 ※2: 次亜塩素酸ナトリウムは用法・用量を守り、他の薬品との混合に注意して使用してください。
 ※3: 消毒を実施する際は換気をし、マスクと手袋を着用して、作業後は手洗いを行うなど、平時の感染症対策を心がけてください。
 <福島市保健所作成>

消毒薬について

消毒薬をつくる時の注意点 ～塩素系漂白剤編～

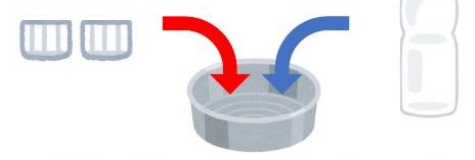
消毒薬の作り方

市販の塩素系漂白剤（ハイター、ブリーチなど）は、以下の方法で希釈して、使用します。拭き上げ後は水拭きしましょう。

<0.1%濃度の消毒薬のつくり方>

ペットボトルのふたで
塩素系漂白剤 2杯
 (濃度 5%の場合)

500mlペットボトル
水 1杯



※効果が薄まるので、つくり置きはしないでください。

使用上の注意

- *建材によっては色落ちや変質する可能性がある為、目立たない場所で確認を行ってください。
- *清掃を実施した場所に次亜塩素酸ナトリウム消毒液が残らないよう、十分に水拭きしてください。
- *次亜塩素酸ナトリウムを含む消毒薬は、用法・用量を守り、他の薬品との混合に注意して使用してください。
- *清掃を実施する際は、換気を行い、マスクと手袋を着用して作業を行ってください。
- *作業後は手洗いを行うなど、平時の感染症対策を心がけてください。
- *市販の塩素系漂白剤の次亜塩素酸ナトリウム濃度を5%として計算しています。(50倍希釈)



<福島市保健所作成>

●周知方法

- ・市ホームページ
- ・庁内用ネットワーク
→公共施設所管課へ周知依頼

5 ホームページにおける周知

●変更点

新型コロナウイルス感染症について（令和2年3月11日更新）

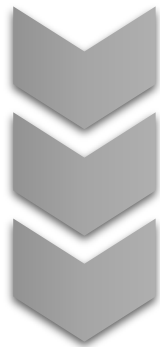
市長メッセージ（2月28日）

新型コロナウイルスへの感染が拡大しています。感染拡大防止には、ここ1～2週間が極めて重要であるとされており、市民、事業者、団体の皆様には、次の内容を実施いただき、感染拡大の防止と安全安心な市民生活にご協力をいただきますようお願いいたします。（[本文全文（PDF：112KB）](#)）

福島市の当面の方針

福島市では、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を踏まえ、市の方針を策定し感染症対策を進めます。

[福島市における新型コロナウイルス感染症対策の当面の方針（令和2年2月27日）（PDF：179KB）](#)



新型コロナウイルス相談窓口

窓口	対象	電話番号	対応時間
新型コロナウイルス感染症相談専用電話	発熱や呼吸器症状の有無に関わらず、心配な方や気になる方	024-535-8661 fax：024-525-5701	8時30分～17時15分（土日祝日対応）
帰国者・接触者相談センター	風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日間以上続いている方。 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方。	024-535-8662	
厚生労働省電話相談窓口		0120-565653	9時～21時（土日祝日対応）
福島県相談専用ダイヤル		024-521-7871	8時30分～21時（平日のみ）

市民の皆様へ

- [主な症状と感染予防](#)
- [For Foreigner](#)
- [関連情報リンク集](#)
- [人権へのご配慮](#)

保育園および小・中・特別支援学校関係

- [市立全小・中・特別支援学校の臨時休業](#)
- [保育所等の対応](#)

お知らせ

- [新型コロナウイルス感染症対策本部会議](#)

事業者の皆様へ

- [高齢者施設・事業者に関する情報](#)
- [社会福祉施設等における感染症対策について](#)
- [中小企業の皆様へ](#)
- [旅館等の対応](#)

イベント・施設

- [イベント・施設の中止・延期](#)

記者発表

- [1月30日 定例記者会見](#)
- [2月28日 定例記者会見](#)

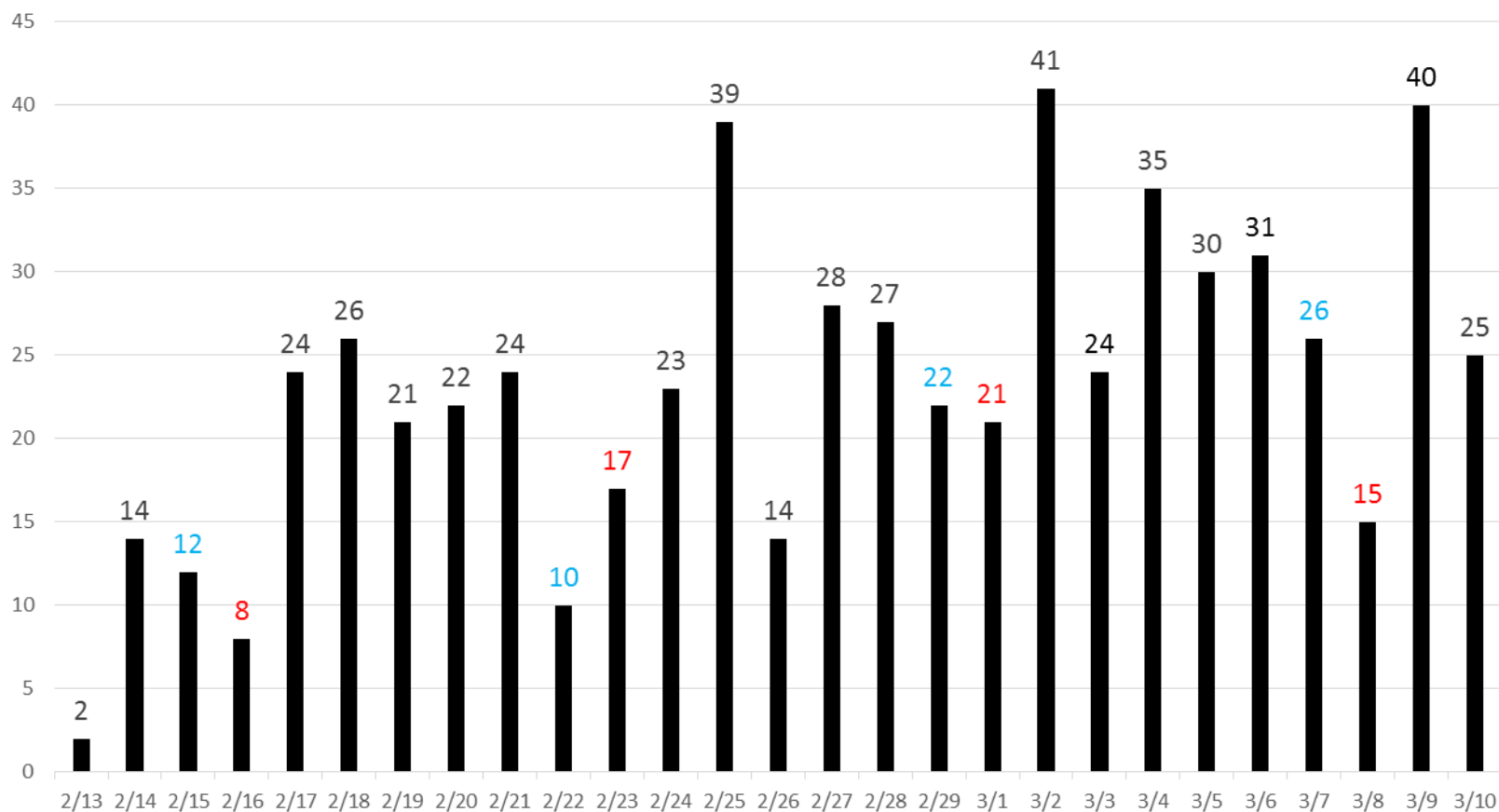
（関連情報を対象別に区分け） 11

6 相談状況

(1) 市民等からの相談対応状況

計 661件 (1月23日～)

(件)



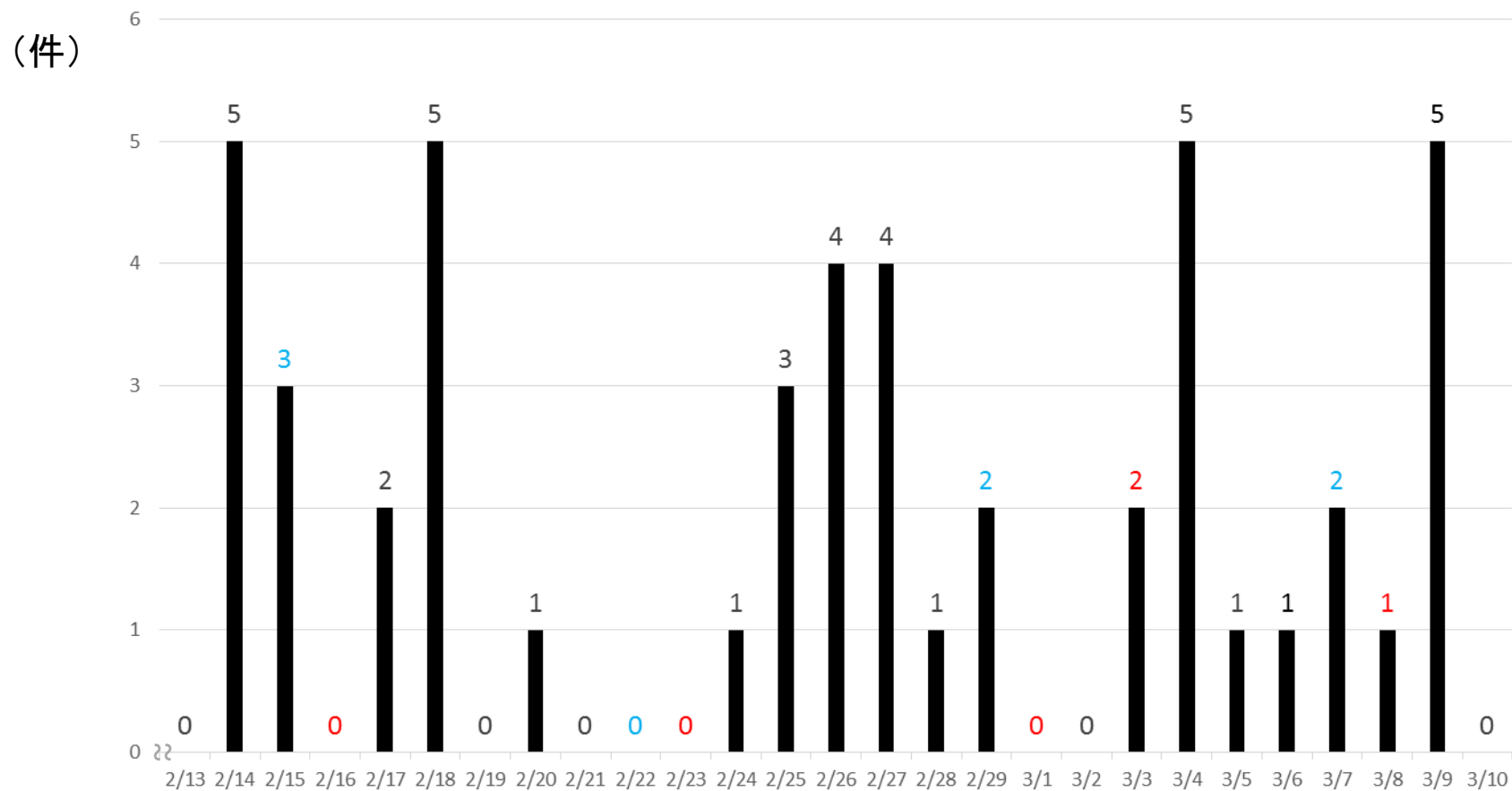
【主な相談内容】

- ・健康状態について
- ・受診について
- ・予防法
- ・検査について

6 相談状況

(2) 医療機関からの相談対応状況

計 63件 (1月18日～)



【主な相談内容】

- ・検査について
- ・患者からの相談対応について
- ・院内感染対策について

主なもの

《感染拡大防止と医療提供関係》

- ・学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について
- ・地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策の移行について 等

《行政手続き関係》

- ・イベント・研修等の中止に伴う地方消費者行政強化交付金等を活用した事業の取扱い
- ・住民基本台帳事務等を取り扱う市区町村窓口における新型コロナウイルス感染症への対応について
- ・帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて
- ・在留に関する特例措置について 等

主なもの

《学校・保育関係等》

- ・各種スポーツイベント開催に関する考え方について
- ・小学校の休校措置中の放課後児童クラブの開設について
- ・学校の臨時休業による保育所等への登園について
- ・臨時休業対応について(休業期間等)
- ・臨時休業中の児童生徒の学習指導・生徒指導について
- ・臨時休業中の児童の居場所の確保について 等

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - (ポイント)

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
- 今後とも、感染の状況とともに、**地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。**

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

◆ 感染拡大防止策

- ・ クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣
- ・ 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助

◆ 需給両面からの総合的なマスク対策

- ・ ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
- ・ 布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
- ・ 医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
- ・ マスクメーカーに対する更なる増産支援

◆ PCR検査体制の強化

- ・ PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
- ・ PCR検査を保険適用(公費補助により引き続き自己負担なし)

◆ 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

- ・ 緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
- ・ AMED等の活用による治療薬等の開発加速

◆ 症状がある方への対応

- ・ 傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底

◆ 情報発信の充実

- ・ 政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報(典型的な臨床情報等)
- ・ 在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

◆ 保護者の休暇取得支援等

- ・ 正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)
- ・ 委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方:日額4,100円)

◆ 個人向け緊急小口資金等の特例

- ・ 緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口10万円→20万円、無利子、償還免除等)

◆ 放課後児童クラブ等の体制強化等

- ・ 午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費(10/10)支援
- ・ ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)支援
- ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)

◆ 学校給食休止への対応

- ・ 臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援
- ・ 給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援

◆ テレワーク等の推進

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

◆ 雇用調整助成金の特例措置の拡大

- ・ 特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化(一斉休業等)、1月遡及適用
- ・ 特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等

◆ 強力な資金繰り対策 ※緊急対応策関連の金融措置:総額1.6兆円規模

- ・ 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設(5,000億円規模)し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
- ・ 信用保証協会によるセーフティ4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
- ・ 日本政策投資銀行(DBJ)及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援(2,040億円)
- ・ 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

◆ サプライチェーン毀損への対応

- ・ 国際協力銀行(JBIC)の「成長投資ファシリティ」等の活用(最大5,000億円規模)
- ・ DBJによる国内サプライチェーン再編支援(再掲)

◆ 観光業への対応

- ・ 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
- ・ 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

◆ 生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

◆ 新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用

◆ 水際対策における迅速かつ機動的な対応

- ・ 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

◆ 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

- ・ 確定申告期限の延長(令和2年4月16日まで)、運転免許の更新の臨時措置等
- ・ 公共工事等の柔軟対応(工期の延長等)や繰越の弾力的対応

◆ 国際連携の強化

- ・ WHO等による緊急支援への貢献

◆ 地方公共団体における取組への財政支援